

WWWのURLを典拠として記した論文すらと見かけるようになつていて。変化が目につくのは、研究の領域ばかりではない。私の教室には、端末を使つて企業情報を調べている学生もいる。彼女によれば、最近の企業案内にはURLが書かれており、それを見て会社の状況が把握できるのだという。そこまで進んだかと内心少々驚いた。いずれそのうち、ネットワークを介さなければ情報が手に入らなくなる時代がくるはずだが、それでも、ネットワークの浸透のスピードは予想以上に速い。一年前には私の周辺に、そんな調査をする学生はいなかつた。今年度の新入生が卒業生となる四年後には、こうした変化はもつと進んでいくにちがいない。

その情景を想像しながら、最後のアドバイスをして文章を閉じることにしよう。「ネチケット・ガイドライン」の制定以前から存在している「コンピュータ・エシックスの十戒」である。モーゼの十戒ならぬこの十戒を守ることで、よきネチズンとなつて、天国ならぬサイバースペースで縦横無尽に活躍できるよう、新入生諸君の今後を見守りたいと思う。

一・汝、コンピュータを使って他人を害することなけれ。

二・汝、他人のファイルを詮索することなけれ。

三・汝、他人のファイルを詮索するとなけれ。

四・汝、コンピュータを使って盗みをすることなけれ。



が書かれており、それを見て会社の状況が把握できるのだという。そこまで進んだかと内心少々驚いた。いずれそのうち、ネットワークを介さなければ情報が手に入らなくなる時代がくるはずだが、それでも、ネットワークの浸透のスピードは予想以上に速い。一年前には私の周辺に、そんな調査をする学生はいなかつた。今年度の新入生が卒業生となる四年後には、こうした変化はもつと進んでいくにちがいない。

その情景を想像しながら、最後のアドバイスをして文章を閉じることにしよう。「ネチケット・ガイドライン」の制定以前から存在している「コンピュータ・エシックスの十戒」である。モーゼの十戒ならぬこの十戒を守ることで、よきネチズンとなつて、天国ならぬサイバースペースで縦横無尽に活躍できるよう、新入生諸君の今後を見守りたいと思う。

一・汝、コンピュータを使って他人を害することなけれ。

二・汝、他人のファイルを詮索することなけれ。

三・汝、他人のファイルを詮索するとなけれ。

四・汝、コンピュータを使って盗みをすることなけれ。

五・汝、コンピュータを使って偽りの証言をすることなけれ。

六・汝、代金を支払わぬソフトウェアを使用・複写することなけれ。

七・汝、許可なく他人のコンピュータ資源を使うことなけれ。

八・汝、他人の知的産物を私物化することなけれ。

九・汝、汝の作成したプログラムの社会的影響を考えるべし。

十・汝、考慮と尊重の念をもつてコンピュータを使うべし。

(4)もつと具体的なネチケットを知りたい人は次のURLを覗いてほしい。参照したネチケットの全文を知ることができる。

日本版ネチケット
<http://www.rimda.or.jp/etc/LETTER版ネチケット>

<http://in.internet.iis.edu.edu80/in-notes/rfc/files/rfc1855.txt>

評議会だより

第四八七回評議会

（学長補佐の指名報告）

工学部教授 茂里一紘（大学改革担当）

（報告）

二・副学長制導入実施案策定グループにつ

いて報告があつた。

二・広島大学と中華人民共和国北京師範大

学との間の学術・教育交流に関する協定

の締結について報告があつた。

（議事）

一・規程の制定について

（1）広島大学ナノデバイス・システム研究

センター規程の制定について

原案のとおり承認し、国立学校設置法

施行規則の改正日をもつて制定・施行す

ることとした。

（2）広島大学放射性同位元素委員会規程

の制定について

原案のとおり承認し、国立学校設置法

施行規則の改正日をもつて制定・施行す

ることとした。

（3）広島大学整備委員会規程の改正について

原案のとおり承認し、本日付けて制定することとした。

（4）広島大学大学教育研究センター規程の改正について

原案のとおり承認し、平成八年四月一

日付けで制定することとした。

（5）広島大学通則の改正について

原案のとおり承認し、平成八年四月一日付けで制定することとした。

（6）広島大学大学院学則の改正について

原案のとおり承認し、平成八年四月一日付けで制定することとした。

（7）広島大学学位規程の改正について

原案のとおり承認し、平成八年四月一日付けで制定することとした。

（8）広島大学放射線障害予防規程の改正について

原案のとおり承認し、本日付けで制定することとした。

（9）広島大学放射性同位元素委員会規程の改正について

原案のとおり承認し、本日付けで制定することとした。

（10）広島大学健康安全管理規程の改正について

原案のとおり承認し、国立学校設置法

施行規則の改正日をもつて制定・施行することとした。

（11）広島大学放射光科学研究センター規程の改正について

原案のとおり承認し、国立学校設置法

施行規則の改正日をもつて制定・施行することとした。

（12）広島大学放射光科学研究センター設立準備委員会要項はセンターの設置日をもつて廃止することとした。

原案のとおり承認し、本日付けて制定することとした。

（13）広島大学整備委員会規程の改正について

原案のとおり承認し、本日付けて制定することとした。

（14）広島大学大学教育研究センター規程の改正について

原案のとおり承認し、平成八年四月一日

第四八八回評議会

（新評議員の紹介）

総合科学部長 生和 秀敏

医学部長 吉永 文隆

経済学部教授 菅 淳一郎

医学部附属病院長 松浦雄一郎

歯学部長 岩本 義史

歯学部附属病院長 新谷 英章

原爆放射能医学研究所長 峰 哲哉